

## A11-201-1 競漕規則とその解説 その1

以下の「左段」は、(社)日本ボート協会の「競漕規則」(平成17年10月改定版)の抜粋です。特にジュニアの競漕に不可欠なことを中心に紹介しています。「右段」(斜線部)は、競漕規則を理解するための、本マニュアルでのオリジナルの解説です。競漕規則は随

時更新されるため、レース等での競漕規則の参照には、本マニュアルではなく、日本ボート協会のホームページに掲載されている競漕規則を参照しましょう。2009年6月に、救命具携帯の削除、補欠の記載に変更がありました。

### 日本ボート協会競漕規則とその解説

#### 第9条 (パウボール, 救命具)

すべての競漕艇は、艇首に直径4cm以上のゴム又は類似の材質で、かつ中空でない白色のボールを取り付けなければならない。本条に違反しているクルーは出漕できない。

・白球は、「パウボール」または「トップボール」ともいい、安全と、発艇時の位置揃え、着順判定に用いられます。  
・救命具の要否は、練習水域ごとの安全ルール、大会後ごとの要項で管理されます。

#### 第10条 (競漕種目と競漕距離)

大会で行われる競漕種目、距離及び競漕艇の重量は次のとおりとする。なお、艇の重量にはシート・リガー・クラッチ等の通常設備を含むが、オール及び電気メガホン等は含まないものとする。但し、通常一定の装備品は艇に付けたままにしておくことが許される。この場合は、以下に示す標準重量を艇の計量値から差し引く。

艇内マイク用スピーカー 1個あたり 0.15kg スピーカー用配線 実際に配線してある場所1座席あたり 0.10kg (CoxBox 用カップおよびマグネットを含む) 飲料水用ボトルホルダー 1個あたり0.10kg ストロークコーチ用の台座、マグネット、配線 1セットあたり0.10kg

規定の重量に満たない艇は競漕会に出漕することはできない。ただし、おもりを積載固定し、艇の重量を満たす処置をしたときは、競漕会に出漕することができる。

艇計量の結果、規定の重量に満たなかった場合は、そのクルーをそのレースの最下位とする。もしそのクルーが同じ種目の次のレースに再度重量不足の艇で出漕した場合は失格とする。

電気メガホンとは、いわゆるコックスボックス、スピーカー等を艇につけたまま計量する際の「みなし重量」が定義され、違反の場合の処置が明記されています。  
規定重量に満たない場合には、デッドウェイトを積載し「固定」する必要がありますが、おもりの位置については定義されていません。  
高校生のスカル種目以外は省略しています。  
詳細は、競漕規則原文を参照してください

種目	艇の重量	記号	女子種目	距離(m)
ダブルスカル	27kg以上	2x		2000 1000
シングルスカル	14kg以上	1x		2000 1000
舵手つきオドルブル	53kg以上	4x+		2000 1000

#### 第17条 (レース間隔の規定)

各レースは、同一種目の次の第1レースが始まる2時間以上前に終了していなければならない。

予選と敗者復活戦は、2時間以上が確保されています。

#### 第22条 (水泳)

漕手、舵手は水泳ができることを原則とする。

#### 第23条 (ジュニアの定義)

年齢が18歳までの漕手をジュニア漕手とする。

ジュニア漕手の資格は、18歳になる年の12月31日までとする。

ジュニア舵手の資格もこれによる。

ジュニア漕手、舵手は、当年最初の大会に参加する1カ月以上前に医師の検診を受け、その結果、競漕参加に差し支えない旨の証明を受け、所属の加盟協会会長に提出しなければならない。

(2009年5月に記述変更)

#### 第24条 (ジュニアの競漕回数)

ジュニア漕手は1日に2回を超えて競漕に参加してはならない。ただし、再競漕等やむを得ない事情のため、本条によりがたい場合は、競漕委員会が決定する。

2回を超えてとは、「3回以上」がだめという意味です。地方大会では、第68条をよりどころに、3回以上もあるおそれがあります。要注意です。

#### 第25条 (舵手の体重)

シェル艇の舵手の体重は、ユニフォームを含め男子は55kg以上、女子は50kg以上とする。/これに満たない者は、規定の重量に達するため、その最も近い場所に最大限10kgのデッドウェイトを置かなければならない。

計量は、出漕日毎かつ出漕種目毎に各自の最初のレースの2時間前から1時間前までに行う。

舵手の体重規定は、舵手の減量の危険回避を含め、舵手軽量化の過当競争を避ける目的で設定されています。

計量の時間設定をよく覚えておきましょう。

## A11-201-2 競漕規則とその解説 その2

### 第27条

(補欠)

- すべてのクルーは、同一団体に選手登録されている者であれば、漕手の半数までと舵手を代えることができる。この場合、交代者の氏名、シート、交代の理由等を記入した責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。
- 本条の定めによらない場合は大会要項において必要事項を定めるものとする。

選手交代は、交代の理由の記述は必要ですが、届出によって受理される性格のものであり、理由によって制限される性格のものではありません。

### 第28条

(出漕以降のメンバーの変更)

競漕に1度出漕したクルーは、その後にメンバーを代えることはできない。  
ただし、選手本人の急病又は負傷あるいは選手本人に重大な理由が生じ、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。

予選以降は、特別の理由がなければ、メンバー変更はできない。

### 第29条

(棄権)

棄権するクルーは、責任者の署名のある文書によって、当該競漕開始1時間前までに競漕委員会に届け出なければならない。  
なお、1度届け出た棄権は取り消しを認めない。  
無届けで棄権した場合、競漕委員会は、当該クルー、その所属団体並びにその加盟協会に対して適切な処置を行うことができる。

「無届」は、本条に抵触して問題となるので、かならず棄権の場合は棄権届けを提出しよう。

### 第30条

(ユニフォーム、ブレードカラー)

クルーは、出漕に際し統一したユニフォームを用い、不ぞろいな服装をしてはならない。  
出漕するクルーは、あらかじめ届け出たブレードカラー、デザイン及びマークのオールを使用しなければならない。ただし、競漕委員会の承認を得たときはこの限りではない。  
本条に違反した場合、競漕委員会はそのクルーを除外とすることができる。

05年10月改定で、「不ぞろい又は不体裁な」から「又は不体裁」が削除されました。  
ブレードデザインとは、マコンやBBなどの(平面)形状のことがノブレードカラー(配色)とその模様のことか不明確です。

### 第32条

(回漕クルー)

競漕中、回漕するクルーは競漕水域の外側で、競漕の100m手前から競漕が通過するまで停止していなければならない。回漕中に本条に違反して警告を受けたクルーは、不正スタートが1度あれば除外とする。  
競漕水域の範囲は審判長又は競漕委員会が大会の都度定める。

### 第34条

(到着申告など)

出漕クルーは、発艇定刻2分前までに所定の発艇位置に着かなければならない。本項に違反したクルーは、発艇時における不利益を理由に異議を申し立てることはできない。  
やむを得ない理由により遅延するクルーは、あらかじめその理由を最寄りの審判員に申し述べ、審判長の許可を得なければ失格とする。  
発艇員は発艇定刻に到着していないクルーを待つことなく発艇することができる。この場合、そのクルーを失格とする。

従来、「発艇定刻5分前までに発艇員に到着を申告」の規定がありましたが、05年改定で削除されました。またの記述も、未到着のクルーの扱いが、みなし棄権から、失格に変更されました(FISAの国際競漕規則との共通化です)。5分前の到着申告は不要だが、遅れず到着してはなりません。

### 第36条

(発艇号令)

発艇員は赤旗と鐘を携行し、各艇が発艇準備を完了したことを確認したのち、次のいずれかの号令を下して発艇の合図とする。

(1) 発艇員はレーン順に出漕クルーの名前を呼んで、ロールコールを始める。ロールコールの後「attention(アテンション)」の予告を発し、明瞭な間において赤旗を挙げ、さらに明瞭な間において「go(ゴー)」の発艇号令を発すると同時に赤旗を振りおろす。(2)<中略:ランプの場合>

いずれの場合も、ひとたびロールコールが始まったら、各クルーは艇の方向を定めなければならない。ロールコールの終わった時点で艇の方向を定め、何時でもスタートできる体勢しておくことはクルーの責任である。発艇員はクルーからの、用意ができていないとか艇の方向が定まっていないという如何なる意思表示にも取り合ってはならない。

一般に、審判からの注意として、「ゴー」の音声(聴覚信号)ではなく、「赤旗の振り下ろし」(視覚信号)で発艇するように、といわれることが多いです。これは、音と光の速さの問題ではなく、音では雑音で聞き取りにくかったり、誤った音での誤発艇する恐れがあるのを予防する意味があります。

しかし技術的には、一般に、音声信号のほうが筋肉の反応に敏感(大きな音がしたときの反応を思い出してみよう)であり、雑音の問題がなく号令がよく聞き取れる(通常)の環境では、音に反応するほうがよいでしょう。

## A11-201-3 競漕規則とその解説 その3

### 第37条 (旧 第38条、以下番号がずれる。2005年10月改定)

#### (不正スタート)

線審は、不正スタートを認めるときは、競漕を中止させるため、直ちに赤旗を振って発艇員及び主審に知らせなければならない。

発艇員及び主審は、不正スタート、又は発艇が正常に行われなかったと認めるときは直ちに鐘を鳴らし、かつ赤旗を振って競漕を中止させなければならない。

同一競漕で2度不正スタートを犯したクルーは、その競漕から除外とする。

従来、この条文の末尾にあった「いたずらに発艇位置に着くことを遅延したクルー、回漕中に第32条に違反して警告を受けたクルーは、不正スタートが1度あれば除外とする。」は、「いたずらに」の定義不明確と、回漕中の違反の処置が第32条に移ったために、削除されました。

### 第38条 (旧 第39条)

#### (レースの成立)

<中略> 競漕に参加した全艇が決勝線を通じたのち、その競漕が正常に行われたと認めるとき、主審は遅滞なく白旗を掲げて、その旨を判定員に知らせなければならない。競漕中に問題があり、その競漕が正常に行われなかったと認めるときは、主審は赤旗を掲げて、その内容を判定員に告げなければならない。

レーン侵害などにアピールしたい場合は、ゴール後(審判艇から白旗が揚がる前に)すぐに手を挙げ、アピールする必要があります。また白旗が上がるまでは、ゴール付近に待機しましょう。

### 第39条 (旧 第40条)

#### (レーン侵害・妨害の禁止)

競漕中、各艇は自己のレーンを進行しなければならない。他のレーンを侵害したり、他艇を妨害してはならない。ノ本項に違反して自己を有利にしたと認められた場合は、主審の決定に従わなければならない。

同一所属団体の複数のクルーが同一競漕に出漕し、その内の1艇が悪意で他艇に接触した、又は他艇を妨害した、と見なした場合、主審は、その所属団体の当該レースに参加していた全クルーを除外とし、必要な場合はその全クルーの失格を審判長に具申する。

主審の決定(処置)は、第44条に規定されています。

### 第42条 (旧 第43条)

#### (主審による警告)

主審は、クルーに進路又は操舵に関する指示を与えてはならない。ただし、下記の場合、警告を発することができる。

- (1)他艇を妨害する危険がある場合
- (2)接触を起こす危険がある場合
- (3)クルーの安全および艇と装備を損傷から守るため必要な場合

(3)の時、主審は白旗を上げてクルーの注意を喚起し、操舵指示または「止まれ」の号令を掛けて、そのクルーを止めてもよい。

危険な場合は、主審がクルー名を呼びながら、警告の白旗を、針路を修正すべき方向に傾けるなどで操舵指示がなされる場合があります。さらに、クルーに停止指示を出すこともあり得ます。05年改定で、白旗による特定のクルーの停止が追加されました。この規則変更は、十分に認識しておく必要があります。

### 第43条 (旧 第44条)

#### (接触・妨害時の処置)

接触あるいは妨害のとき、主審の処置は次のいずれかによって行われる。

- (1)競漕の結果に全く影響を及ぼさないごく軽微なもの、と判断した場合は不問に付する。
- (2)競漕を続行させて、その着順に従って順位を決める。ノただし、接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーは競漕から除外とする。
- (3)接触の原因を引き起こしたクルー、他艇を妨害したクルーを除外として、他のクルーに再競漕を行わせる。

「除外」とされたクルーは、そのレースでの着順およびタイムは記録されませんが、予選であれば、そのレースでの再開と同等の扱いとなり、例えば予選の場合では、敗者復活戦への出漕の権利は奪われません。

### 第45条 (旧 第47条)

#### (100mルール)

競漕に参加したクルーは、競漕中に受けた損傷を理由に競漕の延期、又は無効を主張することはできない。

ただし、発艇区域内(発艇線より100m以内)で、クルーが艇または装備に故障が生じたことを表明したら、発艇員または主審はレースを止めなければならない。発艇区域内で起こった損傷については、主審が決定する。

スタートから100m以内の、オールの折損などがこの救済条項の対象となります。05年10月改定で、クルーからアピールがあったら、「必ず」レースを止めることが明確に定義されました。シートの脱線は「損傷」とみなされません。

### 第47条 (旧 第49条)

#### (競漕態度・競漕速度)

競漕(独漕を含む)中、すべてのクルーは、不可抗力の場合、又は主審が特に認めた場合を除き、真面目な態度及び正常な競漕速度をもって全距離を漕しなければならない。主審の警告にもかかわらず、本条に違反したクルーは失格とする。

クルーはまじめに競漕を継続する義務があるとの認識が大切です。抵触するケースは、「十分な漕力や操舵能力のないままレースに臨んだ初心者クルー」が挙げられます。基本的な艇の操作、十分な漕ができる状況でなければ、レースに出るべきではありません。他のクルーの迷惑になるばかりでなく、事故の危険が大きくなります。

## A11-201-4 競漕規則とその解説 その4

### 第51条 (旧 第53条)

#### (乗員数と落水時の処置)

いかなるクルーも定員を欠いて競漕に参加することはできない。ただし、競漕中、不可抗力により漕手が水中に落ちてもその競漕は有効と見なし、着順を認める。

舵手を欠いて決勝線を通過したクルーは競漕から除外とする。

スカル漕手は、落水後、自力で乗艇し、決勝線通過まで漕ぎ続けた場合は着順を認める。

スカル漕手の落水では、審判艇が接近し、漕手本人に、自力乗艇の意思確認が行われます。乗艇を助けることはありませんが、溺水などの危険回避のため、即座に(回復よりも)救助の措置がとられ、「漕了」されていないため、第55条(3)の適用により、失格となることが多くあります。

### 第55条 (旧 第57条)

#### (失格)

次のクルーは競漕権を放棄したものと見なして失格とし、異議は認めない。

- (1)発艇員の発艇号令にかかわらず発艇しなかったクルー
- (2)主審の宣告を待たずに競漕を中止したクルー
- (3)決勝線を通過しなかったクルー

どのような場合でも、(競漕中止の場合を除き)決勝戦を通過するまで漕がなければ、競漕権の放棄とみなされ、失格となることに注意しましょう。

### 第57条 (旧 第59条)

#### (伴走・随伴艇・無線と拡声器の禁止)

競漕委員会の許可なく、大会の期間中、コースに沿いクルーに伴走してはならない。

競漕中、クルーは審判長の許可なく、自己に関係のある船艇を競漕に随伴させてはならない。

競漕中、無線装置や拡声器で、岸からクルーに助言や指示をしてはならない。

本条に違反した場合、競漕委員会及び審判長は適切な処置を行う。

伴走禁止の理由は、A 観戦者の安全確保、B 周辺環境への配慮、C クルーへの陸上からの随伴的助言・指示の排除、です。

### 第59条 (旧 第61条)

#### (厳禁事項)

次の事項は厳禁する。

- (1)艇内に無線通信機器を持込むこと
- (2)水の天然の状態を変化させるような化学物質を使用すること
- (3)ドーピング

競漕委員会は、本条に違反したクルーを失格とし、そのクルー、所属団体並びに加盟協会に対し適切な処置を行う。ノドーピングテストを拒否した場合も同様とする。

(2)は、界面活性剤をハルに塗布することなどの禁止です。リプレットなどの物理的表面構造の工夫は、少なくともこの条項での制限は受けていませんが、禁止されています。

### 第61条 (旧 第63条)

#### (暴力的言辞・侮辱的態度)

競漕委員会及び審判は、その職務遂行中、指示に従うことを拒否し、あるいは暴力的言辞、侮辱的態度で規則違反をしたクルー、又は所属団体並びに加盟協会に対し警告し、反省の色がないときは次の処分を行う。

- (1)当該競漕から除外、又は勝利の取消
- (2)重大な場合、当該クルー又は当該所属団体の全クルーの失格
- (3)当該大会の期間を超えてなお継続する失格処分を行う場合は、競漕委員会の報告に基づき、(社)日本ボート協会理事会において決定し、これを公示する。

05年10月改定で、従来「服従する」とあった表現が、表現の悪さを理由に、「従う」に改められました。

### 第62条 (旧 第64条)

#### (異議申し立ての裁決)

競漕に関し、クルーより審判に対しての異議の申し立ては、当該審判、又は審判長が裁決する。ノ異議はやむを得ない場合を除き、上陸以前にクルーから審判に申し出で、その後直ちにその所属団体の代表者より異議の要旨をしたための文書を提出しなければならない。

異議があるときは、上陸以前にまずアピールをしており、順次手順をふまなければなりません。

### 第63条 (旧 第65条)

#### (審判の決定の最終性)

競漕に関するものである限り、審判の決定は最終とし提訴は認められない。又、いかなる時点においても、審判の決定に対する批判は許されない。

本条に違反した場合、当該所属団体は第61条の規定により処分を受ける。